

令和4年4月

稲城市行政連絡員の皆様

稲城市福祉部高齢福祉課

稲城市在宅高齢者見守りサービス事業に関するお知らせ

平素より、市の高齢福祉事業にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和4年度より、3年間の試行事業として、ひとり暮らし高齢者の日常生活の不安を軽減し、引き続き安心してお過ごしいただくため、通信機能と一体のLED電球（「見守り電球」）を活用した見守り事業を下記のとおり実施いたしますので、身近にご心配の方がいらっしゃいましたらご案内をお願いいたします。

記

1. 事業の概略

(1) 事業内容

見守り電球を自宅トイレなどに設置し、点灯・消灯から高齢者の活動を検知します。24時間、点灯・消灯の動きがない場合、事前に設定したご家族や知人等の通知先へメールでお知らせします。通知先の方がすぐに訪問できない時には、依頼に応じて委託事業者（ヤマト運輸株式会社）スタッフが訪問します。

(2) 対象者

市内在住の75歳以上のひとり暮らし高齢者。なお、電球の設置上限は500人です。

(3) 実施期間

令和4年5月1日から令和7年3月まで、新規申込みは令和6年12月まで（予定）。

(4) 利用料金

市が補助を行いますので、事業実施期間中は無料でご利用いただけます。

(5) 申込み方法

ご利用希望の方より、専用のお申込み書に必要情報をご記入の上、市役所高齢福祉課高齢福祉係までご提出いただきます。また、申込み専用サイトでの申込みもできます。なお、申込みは5月1日より受付いたします。

詳しくは、広報いなぎ（5月1日号）、市ホームページ、チラシをご覧ください。

2. 自治会への文書配布依頼

令和4年5月に各自治会の文書配布担当者に、チラシをお配りいたしますので、回覧をお願いいたします。

3. 説明会の実施について

詳しい事業の説明をご希望される自治会には、説明会を開催いたしますので、市役所高齢福祉課までご連絡ください。

稲城市福祉部高齢福祉課高齢福祉係
電話：042-378-2111（内線 222/223）
FAX：042-378-5677